

## 第3章 新型インフルエンザ等対策の各対策項目の考え方及び取組

### 第1節 実施体制

#### I 準備期

##### 1 目的

新型インフルエンザ等が国内外で発生し又はその疑いがある場合は、事態を的確に把握し、市が一体となった取組を推進することが重要である。そのため、あらかじめ、県をはじめ関係機関の役割を整理するとともに、有事の際に機能する指揮命令系統等の構築と拡張可能な組織体制の編成及び確認、それぞれの役割を実現するための人員の調整、縮小可能な業務の整理等を行う。また、研修や訓練等を通じて、課題の発見や改善、練度の向上等を図るとともに、関係機関間の連携を強化する。

##### 2 所要の対応

###### （1）実践的な訓練の実施

市は、政府行動計画及び県行動計画の内容を踏まえ、新型インフルエンザ等の発生に備えた実践的な訓練を実施する。

###### （2）市行動計画等の作成や体制整備・強化

ア 市は、市行動計画を作成・変更する。市は、市行動計画を作成・変更する際には、あらかじめ、感染症に関する専門的な知識を有する者その他の学識経験者の意見を聴く<sup>21</sup>。

イ 市は、新型インフルエンザ等の発生時において強化・拡充すべき業務を実施するために必要な人員等の確保及び有事においても維持すべき業務の継続を図るため、業務継続計画を作成・変更する。

ウ 市は、新型インフルエンザ等対策に携わる専門人材等の養成等を行う。

###### （3）国及び県等との連携の強化

ア 国、県、市及び指定（地方）公共機関は、相互に連携し、新型インフルエンザ等の発生に備え、平時からの情報共有、連携体制の確認及び訓練を実施する。

イ 国、県、市及び指定（地方）公共機関は、新型インフルエンザ等の発生に備え、国内の業界団体や関連する学会等の関係機関と情報交換等を始めとした連携体制を構築する。

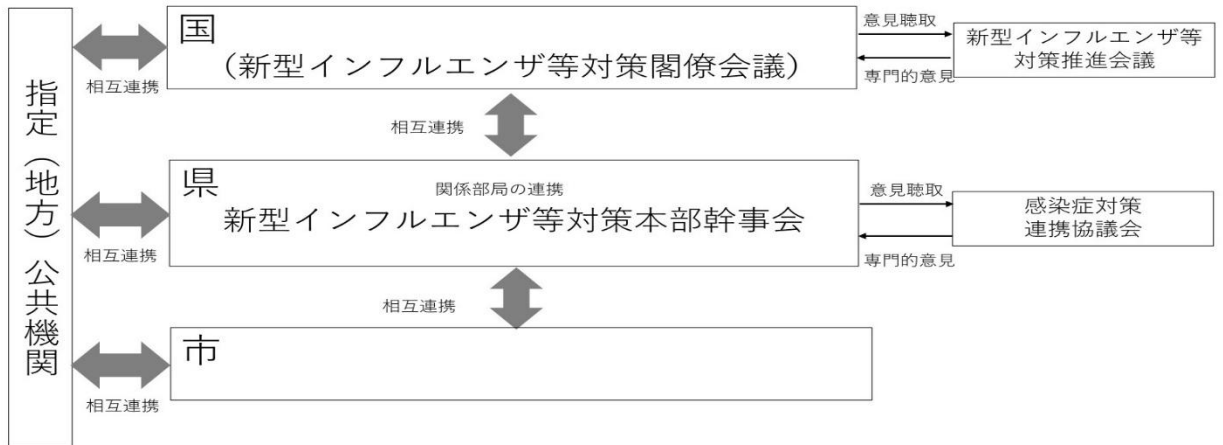
ウ 市は、Ⅲ（対応期）イに記載している特定新型インフルエンザ等対策の代行や応援の具体的な運用方法について、県と事前に調整し、着実な準備を進め

<sup>21</sup> 特措法第7条第3項及び第9項並びに第8条第7項及び第8項

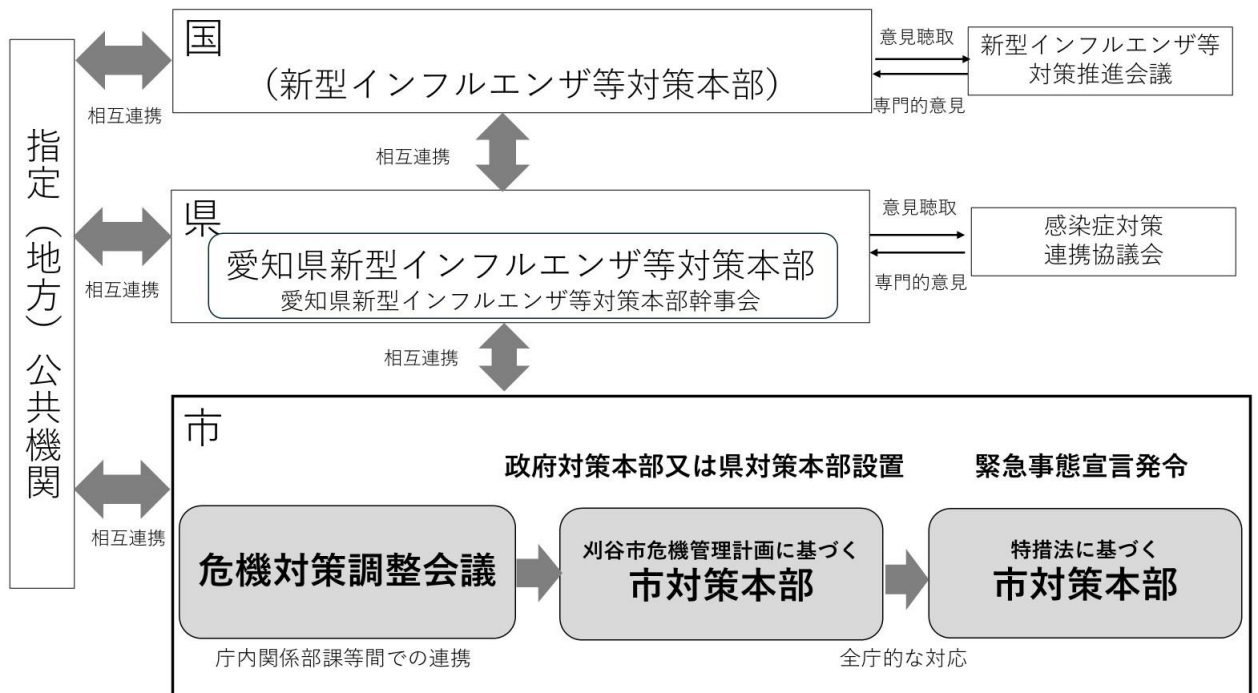
る。

エ 市は、県が感染症対策の事前の体制整備や人材確保等の観点から必要がある場合に市町村や医療機関、感染症試験研究等機関等の民間機関に対して総合調整権限を行使するにあたり<sup>22</sup>、必要に応じて意見の申し出を行う。

【実施体制（発生前）】



【実施体制（発生後）】



<sup>22</sup> 感染症法第63条の3第1項

## Ⅱ 初動期

### 1 目的

新型インフルエンザ等が国内外で発生し又はその疑いがある場合には、市は危機管理として事態を的確に把握するとともに、市民の生命及び健康を保護するため、緊急かつ総合的な対応を行う必要がある。そのため、準備期における検討等に基づき、必要に応じて市危機対策調整会議又は市対策本部を設置し、対策の実施体制を強化し、初動期における新型インフルエンザ等対策を迅速に実施する。

### 2 所要の対応

#### （1）新型インフルエンザ等の発生が確認された場合の措置

ア 市は、国内外で新型インフルエンザ等の発生が確認された場合には、必要に応じて市危機対策調整会議を開催し、庁内関係部課等間で情報共有を行う。

イ 国が政府対策本部を設置した場合<sup>23</sup>や県が県対策本部を設置した場合<sup>24</sup>において、市は、速やかに刈谷市危機管理計画に基づく市対策本部を設置し、新型インフルエンザ等対策に係る措置の準備を進める。

ウ 市は、必要に応じて、Ⅰ（準備期）を踏まえ、新型インフルエンザ等対策を専門に行う対策チーム等の設置など、必要な人員体制の強化が可能となるよう、全庁的な対応を進める。

#### （2）迅速な対策の実施に必要な予算の確保

市は、機動的かつ効果的な対策の実施のため、国からの財政支援<sup>25</sup>を有効に活用することを検討するとともに、必要に応じて、対策に要する経費について地方債を発行する<sup>26</sup>ことを検討し、所要の準備を行う。

---

<sup>23</sup> 特措法第15条

<sup>24</sup> 特措法第22条第1項

<sup>25</sup> 特措法第69条、第69条の2第1項並びに第70条第1項及び第2項

<sup>26</sup> 特措法第70条の2第1項。なお、保健所設置市等以外でも、新型インフルエンザ等の発生によりその財政運営に特に著しい支障が生じ、又は生ずるおそれがあるものとして総務大臣が指定する市町村は、地方債を発行することが可能。

### Ⅲ 対応期

#### 1 目的

初動期に引き続き、病原体の性状等に応じて、国内での新型インフルエンザ等の発生から、特措法によらない基本的な感染症対策に移行し、流行状況が収束するまで、その間の病原体の変異も含め、長期間にわたる対応も想定されることから、市及び関係機関における対策の実施体制を持続可能なものとするのが重要である。

感染症危機の状況並びに市民生活及び経済活動の状況や、各対策の実施状況に応じて柔軟に対策の実施体制を整備し、見直すとともに、特に医療のひっ迫、病原体の変異及びワクチンや治療薬・治療法の開発・確立等の大きな状況の変化があった場合に、柔軟かつ機動的に対策を切り替えることで、可能な限り早期に少ない影響で感染症危機に対応することを目指す。

#### 2 所要の対応

##### （1）基本となる実施体制の在り方

政府対策本部設置後においては、速やかに以下の実施体制をとる。

##### ア 県による総合調整に対する意見の申し出

市は、県が県区域に係る新型インフルエンザ等対策を的確かつ迅速に実施するため必要があると認めるときは、県及び関係市町村並びに関係指定（地方）公共機関が実施する県の区域に係る新型インフルエンザ等対策に関する総合調整権限を行使<sup>27</sup>するにあたり、必要に応じて意見の申し出を行う。

##### イ 職員の派遣・応援への対応

（ア）市は、新型インフルエンザ等のまん延により市の全部又は大部分の事務を行うことができなくなると認めるときは、県に対し、特定新型インフルエンザ等対策の事務の代行<sup>28</sup>を要請する。

（イ）市は、その区域に係る特定新型インフルエンザ等対策を実施するため必要があると認めるときは、他の市町村又は県に対して応援を求める。<sup>29</sup>

##### ウ 必要な財政上の措置

市は、国からの財政支援<sup>30</sup>を有効に活用するとともに、必要に応じて地方債を発行して財源を確保<sup>31</sup>し、必要な対策を実施する。

##### （2）緊急事態宣言がなされた場合の措置

市は、緊急事態宣言がなされた場合は、直ちに特措法に基づく市対策本部を

<sup>27</sup> 特措法第24条第1項

<sup>28</sup> 特措法第26条の2第1項

<sup>29</sup> 特措法第26条の3第2項及び第26条の4

<sup>30</sup> 特措法第69条、第69条の2第1項並びに第70条第1項及び第2項

<sup>31</sup> 特措法第70条の2第1項。なお、保健所設置市等以外でも、新型インフルエンザ等の発生によりその財政運営に特に著しい支障が生じ、又は生ずるおそれがあるものとして総務大臣が指定する市町村は、地方債を発行することが可能。

設置する<sup>32</sup>。市は、市内の区域に係る緊急事態措置を的確かつ迅速に実施するため必要があると認めるときは、緊急事態措置に関する総合調整を行う。<sup>33</sup>

(3) 特措法によらない基本的な感染症対策に移行する時期の体制

ア 市対策本部の廃止

市は、新型インフルエンザ等緊急事態解除宣言（新型インフルエンザ等緊急事態宣言が終了した旨の公示をいう。）がなされたときは、遅延なく市対策本部を廃止する。<sup>34</sup>

---

<sup>32</sup> 特措法第34条第1項。なお、緊急事態宣言がなされていない場合であっても、市町村は特措法に基づかない任意の対策本部を設置することは可能である。

<sup>33</sup> 特措法第36条第1項

<sup>34</sup> 特措法第37条の規定により読み替えて準用する特措法第25条